

都区財政調整協議経過の概要

1 令和5年度 フレーム（見込）

	令和5年度	令和4年度	増減	増減率
(1) 財源状況				
① 調整税等	2兆1,100億円	1兆9,797億円	1,304億円	6.6%
② 交付金（調整税の55.1%※）	1兆1,943億円	1兆1,093億円	850億円	7.7%
（*うち当年度分）	（1兆1,626億円）	（1兆908億円）	（718億円）	
（*うち精算分）	（317億円）	（185億円）	（132億円）	
普通交付金（交付金の95%）	1兆1,346億円	1兆539億円	808億円	
特別交付金（交付金の5%）	597億円	555億円	43億円	
※条例で定める割合が協議中であるため、現行の配分割合による。				
【参考】板橋区当初予算計上額	令和5年度	令和4年度	増減	増減率
普通交付金	750億円	700億円	50億円	7.1%
特別交付金	12億円	12億円		
合計	762億円	712億円	50億円	7.0%

(2) 財調協議の状況

① 区間配分

特別区相互間の財政調整に関する事項である新規算定、算定改善等については、第3回都区財政調整協議会（1月6日開催）において検討した内容で整理することが了承されたが、「②都区間配分」と合わせて協議継続となっている。

② 都区間配分

都区間の財源配分に関する事項である児童相談所関連経費については、令和2年度財調協議において、「配分割合に関しては、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、今回、特例的な対応として、特別区の配分割合を令和2年度から0.1%増やし、55.1%とする。今回の特例的な対応により変更した分を含め、令和4年度に、配分割合のあり方について、改めて協議する」との都区合意に基づき、都区間の財源配分に関して、協議が行われたが、都区間に隔たりがあることから、協議継続となっている。

【区の見解】

特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に区に移管され、都と区の役割分担の大幅な変更が生じるため、都区制度改革実施大綱の規定に基づき、財調の配分割合を変更することで、児童相談所の運営に必要な財源を担保するよう求める。

【都の見解】

特別区の児童相談所設置は、現時点で、都と特別区の事務配分又は役割分担の大幅な変更には該当するものではない。特別区の財政状況を踏まえて、配分割合の変更がなければ、特別区の需要算定に影響が出るかという観点からも議論が必要である。 ➡ 現在の55.1%から55.0%にすることが適切である。

2 令和4年度 再調整

○ 東京都において調整税等が増額補正されたことに伴い、交付金総額を増額する。		
8月の当初算定における残額	402億円……(A)	
税収増による普通交付金の増	485億円……(B)	
再調整額	887億円……(A)+(B)	
○ 再調整額887億円のうち873億円については、首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費等を追加算定し、残りの14億円については特別交付金に加算する。		
○23区交付金の総額	1兆1,604億円	
普通交付金	1兆1,010億円	
特別交付金	594億円	
○板橋区普通交付金	当初算定額 716億46百万円……(1)	
	追加算定額 38億52百万円……(2)	
	合計 754億97百万円……(3) [(1)+(2)]	
	当初予算計上額 700億円……(4)	
	第6号補正予算額 54億96百万円……(3)-(4)	

※ 表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、縦横計が一致しないことがある。